

事務連絡
令和5年3月29日

都道府県
各 指定都市 保育主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）における当日キャンセル対応について

平素より、保育施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）については、実際に利用した児童数に応じた補助単価が変動する仕組みになっているため、前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を整えても、利用当日のキャンセルにより補助額が減少し、安定した運営ができないという課題が挙げられています。

こうした課題に対応するため、令和5年度予算において、前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算（当日キャンセル対応加算）を創設します。当該加算は、令和5年度に試行的に実施し、当日キャンセルによる病児保育の受入体制を適切に評価する仕組みを分析した上で、令和6年度以降の本格実施に向けて改めて検討することとしています。ついては、当該措置の運用等について、下記のとおりお示ししますので、ご承知の上、適切に運用いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、本件に関して、管内市町村（指定都市・中核市を除く。）へ周知をお願いします。

記

1. 当日キャンセル対応について

当日キャンセルした家庭に対し、キャンセルの理由や児童の体調、保護者の就労等の状況を確認するための連絡等を行うこと。また、当日キャンセルにより職員の配置に余剰が生じたことを確認するため、当日キャンセルのあった日時、当日キャンセルした者の氏名、当日の職員の配置状況、当日キャンセルした家庭への連絡等の状況等について、別途帳簿等で管理の上、子ども・子育て支援交付金の額の確定する日の属する年度の終了後5年間保管すること。（帳簿によるほか電磁的記録により保管することも差し支えない。）

2. 当日キャンセル対応加算のカウントの考え方について

病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）における保育士の配置基準は利用児童おおむね3人につき1名以上としていること等を考慮して、当日キャンセルの結果、職員配置

に余剰が生じた場合にキャンセル1回として計上し、加算の対象とする。当日キャンセルのカウンターの考え方の例は、以下のとおり。

(例)

①利用予定児童が4人であり、当日1人がキャンセルし、利用児童が3人であった場合
利用予定児童に対応するため、保育士を2名配置する必要があるが、当日キャンセルにより保育士1名が余剰配置になる。

→キャンセルは1回とカウントする。

②利用予定児童が4人であり、当日1人がキャンセルしたが、キャンセル待ちをしていた方1名が利用した場合

利用予定児童に対応するため、保育士を2名配置する必要がある。当日キャンセルがあつたとしても、結果的に利用児童数が4人であれば、保育士2名を配置する必要がある。

→キャンセルはカウントされない。

③利用予定児童が7人であり、当日4人がキャンセルし、利用児童が3人であった場合
利用予定児童に対応するため、保育士を3名配置する必要があるが、当日のキャンセルにより、保育士2名が余剰配置になる。

→キャンセルは2回とカウントする。

④利用予定児童が15人であり、当日7人がキャンセルし、利用児童が8人であった場合

利用予定児童に対応するため、看護師を2名、保育士を5名配置する必要があるが、当日のキャンセルにより、看護師1名、保育士2名が余剰配置になる。

→キャンセルは3回とカウントする。

⑤利用予定児童が6人であり、当日1人がキャンセルし、利用児童が5人であった場合
利用予定児童に対応するため、保育士を2名配置する必要がある。当日のキャンセルを受けても、保育士は2名配置する必要がある。

→キャンセルはカウントされない。

3. ダブルブッキングの防止について

病児保育事業は、児童が病気になったタイミングで利用ニーズが発生するものの、利用当日には児童の体調が回復し、利用ニーズがなくなる場合がある。当該加算は、こうした病児保育特有の課題に対応するためのものであり、利用者が複数の施設に申し込み、利用しない施設のキャンセルを忘れること（いわゆるダブルブッキング）に対応することを想定しているものではない。

したがって、当該加算は、以下の場合に実施することができることとする。

ア 域内に複数の病児保育施設が所在している市町村において、ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化する、予約受付システムや電話連絡等により利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認するなど利用者が複数か所に予約を行うことがないよう対応策を講じている場合。

イ 域内に病児保育施設が1か所しかない場合。なお、域内に病児保育施設が1か所しかない場合であっても、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認するなどの取組により、当日キャンセルの発生の抑制に努めること。

4. 不適切な運用の防止について

当該加算は、令和6年度以降に本格実施することを念頭に、令和5年度に試行的に実施するものである。令和5年度において、万が一不適切な運用が見られた場合には、令和6年度以降の実施は検討しないこととするため、上記1～3の当該加算の趣旨及び取扱いに十分留意して運用すること。

照会先

厚生労働省子ども家庭局保育課

メール：chiiki-hoiku@mhlw.go.jp

tel: 03-5253-1111（内線 4848）